

綾瀬市永久歯萌出期歯科保健事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、永久歯の虫歯予防と歯列の健全な育成を図るため、永久歯の萌出期（生え始め）にあたる4歳児及び5歳児虫歯予防対策を講ずる事業に対して補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 この補助金は、大和歯科医師会に補助するものとし、補助対象経費は次のとおりとする。

補助対象経費	講習会講師謝礼、講習会講師旅費（交通費）、指導に使用する資料及び歯科医学材料費、会場使用料・賃借料その他事業の実施に必要なものと市長が認めた経費
--------	--

(補助額)

第3条 補助金の額は、100,000円を上限とし、予算の範囲以内で市長が定めるものとする。

(申請期限)

第4条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）の提出期限は5月末日までとする。

(交付条件)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第6条に掲げる条件を付するものとする。

(決定通知)

第6条 規則第7条に規程する通知は、永久歯萌出期歯科保健事業費補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第4条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、毎年6月末日までに交付するものとする。

(変更等の承認)

第9条 規則第6条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、永久歯萌出期歯科保健事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（実績報告の提出期日）

第10条 規則第12条第1項に規定する市長の定める実績報告の提出期日は、会計年度終了後の4月末日までとする。

（書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた事業等に係る収入及び支出をあきらかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から起算して5年間保存するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

永久歯萌出期歯科保健事業費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

綾瀬市長 印

年 月 日申請があつた綾瀬市永久歯萌出期歯科保健事業費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条及び第9条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補 助 金 額 円

2 補 助 条 件

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して指示を受けること。

第 2 号様式（第 9 条関係）

永久歯萌出期歯科保健事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）綾 瀬 市 長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市永久歯萌出期歯科保健事業費補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類